



家族と向き合う

社会的問題としてドメスティックバイオレンス、児童虐待などが挙げられる。このことは、マスメディアが日常的に取り上げていることから分かる。これらの問題は、どの時代にもあり、今に始まったことではない。こうした中、私たちはどのように家族と向き合っていくべきなのか、今一度考えてみるべきである。

例えば、他人に対しては優しくできるが、身近な家族に優しくできないということがある。これは、相手との距離が大いに関係していると思う。家族は距離が近いため、心が解放されてしまい、先述のような問題へと発展していつてしまう。では、どうしたら良いのだろうか。実際に、私の家族について考えてみたい。私の家では、必ずみんなそろってから食事をするようにしている。また、長期休暇には家族旅行もする。さらに、近い距離を心地よく保つため、家族だんらんの際にはそれぞれ感

じていることを伝え合うようにしている。そして、お互いに受け止めることを大切にしていく。

家族がそろって話し合えるような機会があり、それを聞くという大切さをお互いが感じる必要があると思う。皆さんもこの機会に、家族との向き合い方について一度考えてみてはどうだろうか。



土岐市男女共同参画懇話会委員 加藤明宏 (写真右)

〈他人事じゃない!? 怖〜いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

消費トラブルで困ったら
相談しよう!

消費生活相談窓口は、各市に設置されていて、「無料」「秘密厳守」で専門の相談員が消費生活についての相談や苦情を伺い、解決するためのお手伝いをしています。市の窓口でも消費者ホットライン(☎188)に電話をしても相談できます。

済んでしまった事でもささいな事でもあきらめないで、まずは相談窓口まで連絡ください。何か解決の手だてが見つかるかもしれません。また、相談事例が国へ集約され、注意喚起や法改正のもとになる情報として活用されます。その結果、他の相談者のトラブル解決や二次被害の防止、製品・サービスの向上につながります。

消費トラブルで困ったら「迷わず」「気軽に」「早めに」相談ください。

消費者ホットライン(☎188)、いややなき寝入り!と覚えましょう。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

消費生活相談窓口

日時 月~金曜日 午前9時~午後4時 (予約優先)

場所 まちづくり推進課 (文化プラザ隣)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

